

議 長 日程第6「議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 この条例改正につきましては、国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、町条例の引用箇所について条ずれが生じたため所要の改正を行うもので、同じ改正理由によるため、2つの条例を一括して改正するものであります。

改正条例の本文をごらんください。第1条では、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。こちらは、定員19人以下の保育施設についての基準等でございます。現在のところ、松田町には該当する施設はございません。

第2条では、松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。こちらは、学童保育に関する基準でございます。

1ページおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。右側、現行、第24条第2項の3行目、最後のところに「保育士（国家戦略特別区域法第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む）」と規定されておりまして、神奈川県では保育士確保の取り組みの一つとして、国家戦略特別区域限定保育士事業を活用した保育士試験を全国で行われる試験に加え、2回目の試験として実施しております。こちらにつきまして、条ずれが生じたので、左側の改正案では下線部、第12条の5第2項に変更するものでございます。

続きまして、1ページおめくりいただいて、第11条第3項第1号、こちらに

も同様に、保育士として国家戦略特別区域限定保育士を含んでございますので、こちらも同様に、第12条の5第2項に修正するものでございます。

改正条例本文にお戻りください。附則、この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。